

## 令和7年度 協働のまちづくり事業に参加する団体を募集します

令和5年度より開始した「東秩父村協働のまちづくり事業」は、地域の活性化や課題解決を目的に取り組む事業で、村民の自主的な参加によって行われる事業に対して補助金を交付するものです。詳しい申請方法や対象者の要件については、村ホームページをご覧くださいか企画財政課までお問い合わせください。皆さまからの申請をお待ちしています。

### ● 補助対象者

村内に在住または在勤する5名以上で組織し、以下の要件を満たしている団体

- ① 団体の組織及び運営を定めた規約または会則を有していること
- ② 団体口座を有していること
- ③ 毎年度の会計報告を行っている団体であること

### ● 補助対象事業

- ・ 地域の伝統、文化の保存・活用を図る事業
- ・ 地域の自然環境保全、景観づくりを図る事業
- ・ 地域の福祉・健康づくりを図る事業
- ・ 地域の垣根を超えた取り組みを行う事業
- ・ 安心安全な地域づくりを図る事業
- ・ 青少年の健全育成を図る事業
- ・ 地域の特性を生かした事業
- ・ その他地域の活性化に必要と認められる事業

### ● 手続き

- ① 企画財政課窓口へ必要書類を提出（受付期間2月3日（月）～28日（金））
- ② 申請内容を審査し、応募者多数の場合は別途選考を行います。

### ● 問合せ 企画財政課 ☎82-1254

本事業は、令和7年度当初予算が村議会にて可決した場合に実施します。

## 電気柵・防除柵等の設置に係る補助金のお知らせ

東秩父村では農作物を鳥獣被害から守るため、農業者が村内農地に電気柵などを設置する場合において、係る経費の一部に対して以下のとおり、補助金の交付をしています。

### ● 申請の期限 3月31日（月）

※3月31日までに事業の完了報告書を提出する必要があります。

### ● 補助の対象 農作物被害防除施設設置事業に要する経費（年度内1回）

※電気柵、ネット、トタン柵などの材料代

### ● 補助金の額 上記材料代に係る経費の2分の1以内（限度額70,000円）

### ● 問合せ 産業観光課 ☎82-1223

## 注意！あなたの土地が狙われています

「草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」、「重機を数日間だけ置かせてほしい」などと言葉巧みに話を持ちかけて同意を取り、または同意を取らずに、法令手続きを無視して短期間に大量の土砂等を堆積する事例が発生しています。

土砂を堆積するには法令手続きが必要です。

違法な土砂等の堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、うまい話があっても安易に土地を貸さない、定期的に土地を見回るなど、自分の土地は自分で守りましょう。

### ● 問合せ 埼玉県環境部産業廃棄物指導課 ☎048-830-3135 建設課 ☎82-1222